

# 非金融負債の公正価値測定と自己の信用リスク

赤塚尚之

## I. はじめに

かつてJWGによる全面時価会計の提案(JWG 2000)で言及され、さらに近年では米国金融機関の2009年度第1四半期決算で注目を浴びたように、金融負債の公正価値測定に際して、「自己の信用リスク(own credit risk)」(以下、単に「信用リスク」と表記する)の取扱いが、些末なようにみえて大きな会計問題となっている<sup>1)</sup>。この点について、IASBは、プロジェクト「負債測定における信用リスク」(のちに「金融商品」プロジェクトに吸収)を立ち上げ、ひろく意見を照会<sup>2)</sup>した(IASB 2009a; Upton 2009)。そして、IASBは、公正価値オプションを適用し、純損益をつうじた公正価値測定を指定した金融負債について、信用状況の変化に起因する公正価値の変動額をその他の包括利益に表示するよう、IFRS第9号を改訂したところである<sup>3)</sup>。

ところで、「非金融負債(non-financial liability)」<sup>4)</sup>についても、公正価値測定を適用する局面で金融負債と同様に信用リスクの取扱いが問題となる。ここで、「負債の公正価値は常に信用リスクを反映した測定額である」ことを原則とすれば、これを単に金融負債の延長

線上にある問題と看過せずに、信用リスクの取扱いを分析視角として、公正価値について、非金融負債の測定属性としての適性を検証する機会と捉えることもできるだろう。つまり、信用リスクの取扱いの問題は、信用リスクを反映すべきか否かという次元の問題を超越した側面を有していると筆者は考えている。

かかる問題意識をもとに、本稿は、非金融負債として資産除去債務を念頭に置いて、まず、公正価値測定に関する現行諸基準を概観する。信用リスクの取扱いについては、積極論と慎重論が交錯していることから、双方を突き合わせることによってより中庸な取扱いを導出することを試みる。そのうえで、資産除去債務の公正価値測定における信用リスクの取扱いを検証し、検証結果に照らして検討課題を明らかにすることが、本稿の目的である。

## II. 現行の公正価値測定モデル

### 1. 公正価値の定義と特徴

公正価値には、基準レベルで統一的な定義が存在する。IASB基準とFASB基準は、ともに公正価値を「測定日における市場参加者間の秩序ある取引に際して、資産の売却によって受け

1) 小川(2011)は、公正価値オプションによって生じる評価損益について、シティグループ(Citigroup)の事例研究を行っている。

2) 概要については、あらた監査法人企業会計研究会(2009)を参照されたい。

3) この点については、岩崎(2011)に詳しい。また、金融負債に焦点を当てた先行研究としては、例えば、安田(2005)および吉田(2010)がある。

4) ここにいう非金融負債とは、「金融負債以外の負債」をいう。より具体的には、本稿では、IAS第37号にいうところの「引当金(provision)」に該当する諸項目(さらには、IAS第37号に代わる新規のIFRSの適用対象となる諸項目)を想定している。

取るか、または負債の移転によって支払うであろう価格」(IFRS 13, par. 9; ASC, 820-10-20)と定義する<sup>5)</sup>。つまり、「負債の」公正価値とは、「負債の移転によって支払うであろう価格」をいう。そして、さらにその特徴を突き詰めれば、負債の公正価値とは、「負債を市場参加者たる第三者へと移転することを想定した出口価格」である(IFRS 13, par. 24; ASC, 820-10-35-3)。

このような特徴が付与されるということは、負債の公正価値を将来キャッシュアウトフローに対する市場参加者の期待を反映した属性とすべく、次の取捨選択をつうじて定義が策定されたことを意味する。

- (a) 「個々の主体が有する期待」ではなく、「市場参加者が有する期待」を反映した測定額とすること
- (b) 「入口価格(entry price)」ではなく、「出口価格(exit price)」とすること
- (c) 出口価格の算定に際して、相手方との「決済(settlement)」ではなく、市場参加者への「移転(transfer)」を想定した測定額とすること

まず、(a) 市場参加者の期待を反映する趣旨より、「主体に固有の価値(entity-specific measurement)」<sup>6)</sup>は公正価値から除外され

る(IFRS 13, par. 2)。次に、(b) 負債の公正価値を一義的に出口価格とすることによって、将来キャッシュアウトフローに対する期待を反映する趣旨が明確になる(IFRS 13, pars. BC39-40)。入口価格と比べて、出口価格は<sup>7)</sup>、「経済的便益の犠牲(経済的資源の流出)」に着目した負債の定義<sup>8)</sup>と適合的であるとされる(IASB 2006, pars. 12-13)。さらに、出口価格に関して、(c) のとおり限定を加えることによって<sup>9)</sup>、市場参加者が有する期待を反映する趣旨がより鮮明となる(IASB 2006, par. 23)。

負債の公正価値は、個々の主体が有する期待を徹底して排除する属性となっており、固有の想定に応じて測定額が変動することはない。また、測定額に第三者が要求する利益相当額を加算することから、市場に対する相対的な優位・劣位に基づく損益を決済以前に認識することもない(IFRS 13, par. BC81)。これらの点に照らして、Foster and Upton (2001) は、非金融負債の伝統的な測定属性である「原価累積(cost accumulation)」<sup>10)</sup>と比べて、公正価値が優れた属性となるとしている。

5) 日本でも、同様の定義が提案されたところである(企業会計基準委員会 2011, 第4項)。なお、公正価値測定をめぐる諸論点については、企業会計基準委員会(2009)に詳しい。

6) 負債の「主体に固有の価値」は、負債を決済する際に支払うであろうと当該主体が期待する額であり、時に「主体による決済における価値(value in settlement by the entity)」(FASB 1997, par. 54)と称される。「固有の価値」の優位性については、Barth and Landsman (1995)を参照されたい。

7) 基準上、負債の入口価格は「交換取引に際して負債を引き受けるために受け取った価格」、出口価格は「負債を移転するために支払うであろう価格」をいう(IFRS 13, Appendix A; ASC, 820-10-20)。

8) 負債は、「過去の事象の結果、経済主体に生じる現在の債務であり、当該債務の決済に際して経済的便益に相当する資源が当該主体から流出すると予想されるもの」(IASB 2010b, par. 4.4 (b))。「過去の取引または事象の結果、特定の経済主体が他の経済主体に対して、将来、資産を移転するかまたは用役を提供するという現在の債務から生じる、蓋然性の高い将来の経済的便益の犠牲」(FAC 6, par. 35)と定義される。

9) 現行基準は、現実的に移転が困難であってもなお、市場参加者たる第三者への移転を想定する(IFRS 13, pars. 34 and BC82; ASC, 820-10-35-16a)。

10) 原価累積とは、「経済主体が想定期間において資産を取得するため、または負債を決済するために生じると予想される原価(費用)を把握する属性」(FAC 7, par. 24d)をいう。つまり、「負債の」原価累積は、負債を負う主体の観点から負債を決済するために必要となる見積原価の累計額であり、キャッシュフローに着目すれば負債の決済に必要な見積将来キャッシュアウトフローの累計額である。

## 2. 資産除去債務の公正価値測定と信用リスクの取扱い

非金融負債の公正価値測定は、FASB基準(当時の基準書第143号)が資産除去債務の当初測定に適用したことで知られる<sup>11)</sup>。ここに資産除去債務とは、「長期性有形資産の除去に関連して発生する債務」(ASC, 410-20)をいう。公正価値測定を適用する観点から資産除去債務の特徴を整理すれば、次のとおりである。

公正価値の特徴に関して、

- (a) 資産除去債務を資産として保有する主体が存在しないこと
- (b) 対価の受取りがないこと
- (c) 第三者への移転を想定すること

公正価値の具体的な算定に関して、

- (d) 市場価格を直接に入手しえないこと
- (e) 同一または類似の公表価格も入手しえないこと

以上の特徴について順を追って確認していくと、(a)のとおり、資産除去債務は特定(または不特定)の相手方との債権債務関係から生じるものではなく、それを資産として保有する外部の主体は存在しない(IFRS 13, par. B31)。したがって、(b)のとおり、金銭債務とは異なり、交換取引をつうじてキャッシュインフローを獲得することはなく、入口価格は実在しないはずである。そこで、出口価格を算定することとなるが、その際、(c)のとおり、特定の相手方ではなく、第三者への移転を想定することとなる。これらの特徴は、「第三者への移転を想定した出口価格」という負債の公正価値の特徴を逸脱するものではないといってよい。

また、(d)および(e)のとおり、資産除去債務の取引市場は存在せず、交換または移転取引は成立しないから、公正価値として参照可能な価格がない状況にある。そこで、公正価値の階層における「レベル3のインプット(観察不可能なインプット)」を用いて、公正価値を推定することとなる(IFRS 13, pars. 21, 86, and B36(d); ASC, 820-10-35-52)。具体的には、推定技法として「期待現在価値法(expected present value technique)」を用い、資産除去債務を履行すれば生じると市場参加者が予想する将来キャッシュアウトフローの割引現在価値をもって、公正価値の推定値とする(IFRS 13, pars. 40-41, B31, and BC83)。

以上の特徴に加えて、基準上、「不履行リスク(non-performance risk)」(自己の信用リスクを包摂する)については、現に負債を負う主体と負債を移転される第三者の信用状況が同一、いかえれば、負債の移転前後で信用状況を同一と仮定し、一律に反映するしくみとなっている(IFRS 13, par. 42; ASC, 820-10-35-16)。期待現在価値法の適用に際しては、割引利率にリスクプレミアムとして織り込むことによって信用リスクを反映する。つまり、将来(期待)キャッシュフローを「信用リスク調整済みのリスクフリー利率(credit-adjusted risk-free rate)」で割引いた額を、資産除去債務の公正価値の推定値とする(ASC, 410-20-30-1)。資産除去債務額は、信用リスクを反映すれば減少し、さらに信用リスクが高ければ高いほどより減少すると理解される。

なお、FASB基準では、資産除去債務の事後測定において公正価値による新規測定を行わず<sup>12)</sup>、利息法を適用して配分計算を行う。その際、当初測定時点の信用リスクを反映した利率に

11) このほか、FASBは、解釈指針第45号および基準書第146号を同時期に公表し、一部の負債項目に公正価値測定を適用した。なお、IASB基準は、資産除去債務を「引当金」として扱い、公正価値測定を適用しない(ただし、企業結合に際して継承する場合を除く)。

12) FASB基準は、利率の変動を増分費用として認識することによるボラティリティを懸念したようである(FAS 143, par. B51)。

よって配分計算を行うことから、当初測定以降に生じる信用状況の変化は反映されない(ASC, 410-20-35-5)。

### III. 信用リスクを反映すべき要件の導出

#### 1. 当初測定における取扱い

制度上、負債の公正価値には一律に信用リスクを反映するが、信用リスクの取扱いについては積極論と慎重論が交錯し、信用リスクを反映すべき状況と反映すべきではない状況が混在している。ならば、一律に信用リスクを反映すべきか検討するほかにも、両方の状況を峻別することによってより中庸な取扱いを導き出すこともできるはずである。そこで、本稿では、Upton (2009) において言及された積極論と慎重論を突き合わせ、慎重論を克服するかたちで信用リスクを反映すべき状況を明らかにし、要件として一般化することを試みることにしたい。

当初測定に際しては、金銭債務のように対価を有する負債項目を入口価格たる受取対価によって測定することにより、おのずと信用リスクが測定額に織り込まれることとの整合性を重視した積極論が展開される(Upton 2009, par. 21)。

対価を有する項目の当初測定に際して、公正価値として入口価格を用いることについては、資産の取得原価(支払対価)が取得時点の公正価値に等しいこととのアナロジーから理解可能であろう。つまり、(等価)交換取引を前提として、負債を引き受けることにより受け取った額(受取対価)が、負債の公正価値となるわけである<sup>13)</sup>。また、当初測定額を受取対価とすべきことについては、金銭債務について将来キャッシュアウトフローを信用リスクフリーの利率

によって割り引いた額を負債額とすれば、負債額(貸方記帳額)は受取対価額(借方記帳額)と比べて信用リスク相当額だけ上回る。当初測定に際して負債を受取対価額よりも過大に表示し、借方差額を損失計上することを回避するならば、当初測定額に信用リスクを反映することがひとつの方策となる。

対価を有する項目に対するこのような取扱いを所与として、ひろく信用リスクを反映するよう要請するのが、当初測定における積極論である。もっとも、このような積極論は、対価のない項目に対する拡大解釈の程度問題を孕んでいる。かつて概念書第7号の公表に至る過程で、FASB (1997, pars. 53 and 56) は、負債の公正価値として「第三者に負債を移転するために必要となるであろう支払額」(「決済における公正価値(fair value in settlement)」と称される)を採れば、譲渡側の信用状況は譲受側にとって無関係の要素であり、信用リスクを反映する必要がないことに言及している。つまり、負債の公正価値を「第三者への移転を想定した出口価格」とする限り、そもそも信用リスクを反映する必然性はないということである。そうであるにもかかわらず、入口価格と出口価格という相違を超えて一律に信用リスクを反映しようとするれば、解釈や仮定が必要となる。それが、対価を有する項目との整合性に照らした拡大解釈や、信用状況の仮定を置く現行基準なのであろう。

対価のない項目に信用リスクを反映するとすれば、信用状況の仮定が重要な意味をもつ。負債を引き受ける第三者と他の市場参加者との関係において、当該第三者が負債と引換えに対価を受け取ることを前提とすれば、そこで当該第三者にとっての入口価格が決定される。そして、当該第三者が現に負債を負う主体に当該入口価格を要求すれば、信用状況が同一の第三者を介

13) 負債の公正価値が一義的に出口価格と定義される以上、このことについては補足が必要である。この点について、同じ日に、同じ形態で、同じ市場において、同じ負債に関係する場合、出口価格と取引価格たる入口価格が等しくなると解される(IFRS 13, pars. 58, BC44, and B4; ASC, 820-10-30-3)。

して出口価格と入口価格が等しくなる。ここで、現に負債を負う主体は、測定額として「第3者への移転を想定した出口価格」を用いることにほかならないが、そこには当該主体の信用リスクが反映されるわけである<sup>14)</sup>。

とはいえ、出口価格と信用リスクとの親和性に照らせば、対価の有無に応じて信用リスクの取扱いを決することが、合理的かつ理念的であることに変わりない。つまり、当初測定に際して信用リスクを反映すべき項目を、活発な市場における交換取引をつうじて対価を受け取り、かつ、当該対価を測定額とする項目に限定すればよい。まず、公正価値として市場参加者の期待を反映する以上、相対取引ではなく、活発な市場において交換取引が成立することを前提とする必要がある。そして、交換取引をつうじた対価を有する項目の当初測定に際し、現状に照らして損失計上を回避することを優先すべきならば、受取対価を負債額とし、信用リスクを反映することに合理性が認められる。また、対価がなく、出口価格を用いる項目には、信用リスクを反映しないこととなる。出口価格は本来信用リスクを反映する必要はないはずであるから、このような取扱いは理念的である。出口価格を用いる項目について、項目間の整合性を問うことによる拡大解釈や時に非現実的となる仮定に基づいた会計処理を行う必要がないことは、特筆すべき利点であるといつてよい。

## 2. 事後測定における取扱い

事後測定に際して、対価を有する項目の当初測定における取扱いに準じて、公正価値オプションを適用したうで信用リスクの変動を反

映するよう要請されることがある。また、他の事由と同様に、信用状況の変化に伴う公正価値の変動を反映するよう要請されることもある(Upton 2009, pars. 21 and 40)。しかし、拡大解釈をつうじて従属的に信用リスクの変動を反映する必然性はない。それだけでは、信用リスクの変動を反映する論拠として薄弱である。

事後測定において信用リスクの変動を反映する積極論として、「富の移転(wealth transfer)」がある(Upton 2009, pars. 32-33)。これは、株主が有限責任の下で負債額を行使価格とした(デフォルト)プットオプションを保有する点に着目し、(企業価値を一定として)信用状況の変化に伴う株主・債権者間の相対的な持分の変動を会計上反映するよう要請するものである。たしかに、負債額が将来キャッシュアウトフローを信用リスクフリーの利率で割り引いた額からプットオプション相当額を控除することによって算定されるとすれば<sup>15)</sup>、信用状況の悪化により当該オプションの価値(株主持分)が増加する結果として負債額(債権者持分)が減少し、負債について評価益を認識することは、合理的に説明可能な現象である(もちろん、逆に信用状況が好転する場合も同様に説明可能である)。

もっとも、信用状況の悪化に端を発する富の移転の多くが、会計上、債務免除益を意味する負債評価益に対して債務不履行に陥る以前の段階で一方的に実現可能性を付与することとなり<sup>16)</sup>、ひいては継続企業の前提に抵触することが懸念されるところである(JWG 2000, pars. 4.56-4.58, A.6, and A.17)。そして、資産との対比で、負債は事業遂行上の制約が課され、この

14) このように考えると、現行の負債の公正価値測定は、実態として入口価格による測定を志向していると解することもできる。この点については、田中(2000, pp. 150-151)および渡辺(2009, pp. 259-261)を参照されたい。

15) 草野(2006, pp. 61-62)は、プットコールバリティに着目してこの関係を導出できる点に言及している。また、中村(2010, pp. 66-68)は、オプションを「超過負担」と捉え、金融負債の公正価値測定に信用リスクを反映することが市場評価に対する劣位部分である超過負担を測定額から除く意味を有すると指摘している。

16) 川村(2000, pp. 215-216)は、信用リスクを反映すべきではないとする立場ではオプションの価値が無視され、反映すべきとする立場ではオプションを行使する(債務免除を受ける)ことに伴う潜在的なコストが見逃されていると指摘している。

点からも負債評価益の実現可能性に難点があるとされる(Upton 2009, pars. 58-59)。

また、「富の移転」のほか、もうひとつの積極論として「会計上のミスマッチ」がある。これは、信用状況の変化に伴う公正価値の変動に関連する資産と負債の双方で認識することにより、利益計算をマッチ(端的にいえば資産と負債の評価損益を相殺)させ、利益のボラティリティを軽減するよう要請するものである(Upton 2009, par. 42)。たしかに、信用状況の悪化に伴い資産評価損が認識される場合、関連する負債評価益を認識しなければ利益計算上「ミスマッチ」となるといえる。しかし、資産側で評価損を認識しないにもかかわらず負債側で評価益を単独で認識すれば、負債評価益はミスマッチの要因となる。マッチングを達成するには、資産と負債の双方で評価損益が継続的に認識される必要がある。

なお、信用状況の悪化に伴う負債評価益の計上については、直観に反し、かつ、「パラドクス」であるとして、懐疑的(時に感情的)な見解が表明されることも多い。もっとも、信用状況の悪化に起因する資産評価損と負債評価益が利益計算上いわゆるナチュラルヘッジ関係にあれば<sup>17)</sup>、負債評価益の計上が単独でパラドクスに映ったとしても、実態はパラドクスとはならないことが明らかにされている<sup>18)</sup>。

このように、「富の移転」と「会計上のミスマッチ」に照らして積極論を一方的に展開することには無理があるといわざるをえない。ただし、信用リスクを反映してもよい状況が存在す

ることもまた、事実である。つまり、①「富の移転」を会計上反映するに際し、負債評価損益を認識することに制約がなく、かつ、②利益計算上ミスマッチを生まない(関連する資産と負債の双方で評価損益を継続的に認識する)状況にあれば、信用リスクの変動を反映しても支障はないはずである。

ここで、信用状況が悪化するケースを想定すると、①について、負債評価益の実現可能性が信用リスクの取扱いを決定する要因となる。そして、評価益が実現するためには、活発な市場が存在し、移転取引が成立することが不可欠である。市場が存在し、市場価格の急騰等、取引に支障がなく移転取引が成立すれば、この点において負債を移転することに制約はなく<sup>19)</sup>、評価益が実現するとみなしてよい。

次に、②について、信用状況の変化に伴う資産と負債の評価損益が認識され、利益計算上マッチしている必要がある。ここで、①の条件をクリアして負債評価益が実現するとみなしてよいとすれば、マッチングを純利益計算と包括利益計算のいずれの次元で問うかが問題となる。この点について、実現可能な負債評価益については純利益の計算要素とすべきであり、純利益計算のレベルでマッチングを問うべきとなる<sup>20)</sup>。したがって、負債評価益をその他の包括利益の構成要素と位置づけるならば、リサイクリングを認める必要がある<sup>21)</sup>。

以上の条件をクリアすれば、関連資産の取扱いが最終的な決定要因となる。つまり、関連資産も継続的に再評価され、かつ、評価損益が純

17) ならば、原価評価のままでもよいのではないかという疑問が生じるであろう。もっとも、原価評価の場合、外部から資産と負債の評価損益が相殺されているのか直接に窺い知ることは不可能である。

18) 「パラドクス」が生じる原理については、岩村(1997, pp. 40-41)および徳賀(2011, pp. 137-140)に詳しい。

19) このほか、負債を負う主体に当該負債を移転するに十分な資金が確保されている必要がある。この点について、田中(1994, p. 30)は、負債の移転に必要な資金を新規に調達した場合、それに伴う支払利息と負債評価益が相殺されることに言及している。なお、本稿は、個々の主体に固有の事情を議論から排除する趣旨より、すでに十分な資金が確保されていることを所与とする。

20) 佐藤(2011, p. 58)は、市場性のある社債を償還することで生じた評価益を純利益で表示すべきことを示唆している。また、草野(2010a, pp. 67-68)は、純利益計算でのマッチングを問うべきことを主張している。

21) この点について、IFRS第9号はリサイクリングを行わないよう規定したのに対し、FASBはリサイクリングを行うよう提案したところである(IFRS 9, pars. 5.7.7 and B5.7.9; FASB 2010, par. 24)。

利益計算に反映される必要がある。したがって、取得原価評価される有形無形の資産項目や、未認識の自己創設無形資産が関連資産に該当すれば、評価損益が認識されることはないから、マッチングは成立しない。さらに、関連資産が複数存在し、評価損益が認識されない項目が含まれれば、マッチングは完全に成立しない<sup>22)</sup>。このように考えると、会計処理の単位(グループ化)も大きな影響要因となる<sup>23)</sup>。

#### IV. 資産除去債務の検証と示唆

##### 1. 信用リスクの取扱い

前節における検討より、信用リスクを反映するに際して備えるべき要件は、次のとおり一般化することができる。

- (a) 当初測定に際して、活発な市場において交換取引が成立し、対価を受け取り、当該対価を負債額とすること
- (b) 事後測定に際して、
  - (i) 活発な市場において移転取引が成立し、負債の評価損益が実現可能であり、かつ、
  - (ii) 関連する資産と負債(資産グループと負債グループ)の評価損益がともに純利益計算に反映されてマッチすること

ここでは、資産除去債務について、まず、当初測定における取扱いを要件(a)に照らして検証してみよう。すでに明らかなように、資産除去債務単独の活発な取引市場(さらにはその他の参照可能な市場)は存在せず、交換取引が成立することを前提として受取対価を測定額とす

る取扱いは非現実的である。したがって、要件(a)を充足せず、資産除去債務の当初測定に際してそもそも信用リスクを反映する必要はないということになる。

なお、事後測定における取扱いについても、上記の要件(b)に照らして検証しておくことにしよう。まず、要件(b)(i)について、資産除去債務の活発な取引市場は存在しないから、移転取引は成立せず、資産除去債務の評価損益は実現可能性に乏しい。また、資産除去債務は、関連資産の除去活動を義務づける負債項目である。したがって、資産を除去する以前に資産除去債務を単独で第3者へ移転することによって義務そのものを免れるとは考え難く、事業遂行上の制約からしても評価損益の実現可能性は乏しい。ちなみに、資産除去債務の移転についてデットアサンプションを擬制しても、移転に必要となる額はリスクフリーの譲渡資産額となるから、信用リスクを反映する必要はない<sup>24)</sup>。

次に、関連資産の評価損益の取扱いに注目して、マッチングの可能性を要件(b)(ii)に照らして検証してみよう。まず、資産除去債務の関連資産を特定する必要があるが、一義的には除去を行う対象となる有形固定資産(長期性有形資産と同義)とみなしてよい。資産除去債務の関連資産として当該有形固定資産のみを想定し<sup>25)</sup>、当該資産の事後測定に「原価モデル(cost model)」を採れば(IAS 16, par. 30)、資産側で評価損益を認識することはなく、資産除去債務の評価損益を認識すれば mismatches を引き起こす。

なお、信用状況の悪化に伴い関連資産を減損処理すれば、減損損失と資産除去債務の評価益を相殺することもできる<sup>26)</sup>。もっとも、FASB 基準のように減損処理後の資産の測定属性を公

22) 中村(2011, pp. 20-23)は、Nissim and Penman(2008)に言及し、マッチングに照らした信用リスクの反映について検討を行っている。Nissim and Penman(2008)の含意については、米山(2011)に詳しい。

23) 会計処理の単位をめぐる問題については、中田(2012)を参照されたい。

24) この点については、坂井(2004, pp. 29-31)および渡辺(2009, pp. 263-264)を参照されたい。

25) 以下の議論は、事後測定に際して原価モデルと再評価モデルを選択適用できる無形資産(IAS 38, pars. 72-87)にも同様に当てはまる。

26) なお、減損会計の適用に際しては、資産除去債務(費用)額の二重計算に留意する必要がある。

正価値とすれば減損損失の戻入れを行わないし、日本基準のように回収可能価額としても戻入れを行わない(ASC, 360-10-35; 企業会計審議会2002, 四3(2))。つまり、減損処理の時点でマッチングが成立するとみなしても、減損会計の手続次第で長期的にミスマッチを引き起こす余地が残される。

そこで、現実として採用されることは稀なようであるが、事後測定に「再評価モデル(revaluation model)」を採れば(IAS 16, par. 31)、関連資産が継続的に再評価され、マッチングが維持される可能性がある。もっとも、現行制度上、再評価は必ずしも每期行うよう規定されているわけではない。また、資産評価益は再評価剰余金としてその他の包括利益に計上されるものの、リサイクリングを行わないから、純利益計算でのマッチングを問うことができない(IAS 16, pars. 40-41)。したがって、再評価モデルを採用しても、ミスマッチを引き起こす可能性が残されることに変わりない。

このように、本稿が導出した要件に照らせば、資産除去債務については、当初測定においても事後測定においても、信用状況の仮定を置かない限り、信用リスクを反映すべきではない。

## 2. 検証結果の解釈と示唆

次に、資産除去債務の検証結果をいかに捉えるかが、さらなる課題となる。まず、検証結果を、

非金融負債全般について信用リスクを反映しない根拠とすることが考えられる。もっとも、資産除去債務は非金融負債の一項目にすぎず、このような取扱いは項目の外形に照らした拡大解釈を助長する。検証結果は、対価の受取りがなく、出口価格を用いる非金融負債の当初測定に際して<sup>27)</sup>、本来、信用リスクを反映する必要がないことの裏づけとして捉えるべきである。

このように捉えれば、検証結果は、負債の移転前後で信用状況を同一と仮定して一律に信用リスクを反映する現行基準の積極的な意義をより明確にすべきことを示唆している<sup>28)</sup>。つまり、信用状況の仮定を維持し、出口価格に信用リスクを反映すべきというのであれば、あえて項目の性質を忠実に表現しない測定額が具体的にいかなる特性に作用し、総じて財務情報の有用性に貢献するかということを、理論的に(もちろん実証的にも)立証する必要がある<sup>29)</sup>。

また、検証結果は、信用リスクの取扱いが公正価値の範囲に影響を及ぼしうることも示唆している。信用状況の仮定を置かないとして、「負債の公正価値は常に信用リスクを反映した測定額である」という原則が普遍的であり(IASB 2009b, par. 10)、かつ、資産除去債務に関する本稿の検証結果が正しいとすれば、この点において公正価値は資産除去債務の測定属性としての適性を欠くこととなるから、代替的な属性を模索しなければならない。将来キャッシュフ

27) なお、事後測定の検証結果は、資産除去債務に公正価値オプションを適用したと仮定した場合に得られた結果である。したがって、その取扱いに言及するのは時期尚早であると考え、割愛する。

28) 現行基準は、対価を有する項目との整合性に加えて、負債の移転前後で信用状況を一定としなければ現実として移転を想定し難く、また、他の条件が同一であっても信用リスクが異なればそれのみによって公正価値が変動してしまうことを懸念したようである(IFRS 13, par. BC94)。

29) 大日方(2002, p. 222)は、信用力という本来資本市場で投資者によって判断されるべき事柄を企業が自ら評価して開示することは重大な矛盾を含み、効率的な市場を前提とすればすでに市場において知られている情報を企業会計に取り入れたとしても情報価値はないと指摘している。また、伊藤(2011)は、金融負債の信用リスクの変動を純損益に計上することに目的適合性はないと結論づけている。

30) この点から負債情報の拡充を期待するのであれば、公正価値に固執する必要はない。非金融負債の会計において、期待現在価値法を用いることがすなわち公正価値測定であるという理解は、大きな誤解である。

31) 信用リスクフリーの利率を用いて算定された現在価値の積極的な意義について、渡辺(2008)および同(2009)は、異なる将来キャッシュフローを同一の信用リスクフリーの利率によって割り引くことにより、早期にキャッシュフローの差異が測定額に反映されて比較可能となると指摘している。ただし、比較可能性に言及する際には、あらかじめ比較可能性の意義を明確にしておく必要がある。



ローの見積りに期待値を用い<sup>30)</sup>、信用リスクフリーの利率を用いて現在価値を算定する点に着目すれば<sup>31)</sup>、日本基準は資産除去債務について「自己の支出見積額」を用いる(企業会計基準委員会 2008, 第6項, 第36項-第40項)。非金融負債全般については、IASBの「負債」プロジェクトにおいて、「現在の債務から解放されるために、報告期間の終了日において当該主体が支払うであろう合理的な金額」<sup>32)</sup>(IASB 2010c, par. 36A)をもって測定することが提案されたところである<sup>33)</sup>。

また、それとは逆に、公正価値の範囲を拡大する方策も考えられる。つまり、公正価値として信用リスクを反映する測定額(入口価格)と反映しない測定額(出口価格)を併存させるわけである。先述の「原則」を貫けば、信用リスクの取扱いが公正価値測定の適用の可否を決定する大きな要因となる。ここで、仮に信用状況の仮定を撤廃したうえで、出口価格に信用リスクを反映しないとすれば、負債の公正価値を出口価格と一義的に定義する現行規定において、純然たる公正価値が実在しない事態となる。そこで、信用リスクを反映しない測定額を公正価値とすることで、公正価値の範囲を拡大することにも一理あるといつてよい。

## V. おわりに

本稿では、積極論と慎重論を突き合わせることによって、信用リスクを反映するに際して備えるべき一般的な要件を導出した。そして、資産除去債務は、当初測定と事後測定のいずれに

おいても、信用リスクを反映すべきではない項目であるという検証結果を得た。これは、出口価格を用いる項目について、信用状況を仮定して一律に信用リスクを反映する現行基準の意義を立証する必要があることを示唆している。また、検証結果は、信用リスクの取扱いが公正価値の範囲に影響を及ぼす大きな要因となることも示唆している。本稿が示した要件は、信用リスクを反映すべきいわば理想的な状況を示したものであり、あらゆる負債項目の取扱いを検証することができるが、実際のところ、一部の金融負債を除き、総じて信用リスクを反映する理論的なハードルは極めて高いように思う。

最後に、信用リスクの取扱いに関して本稿が言及しなかった課題について、今後の検討に資するよう、列挙しておくこととしたい。

第1に、事後測定における取扱いを検討するに先駆けて、資産除去債務をはじめとする非金融負債に対する公正価値オプションの適用可能性について検討しておく必要がある。

第2に、本稿で言及した積極論と慎重論と異なるものを盛り込めば、本稿の結論がより強固となる可能性があるし、別の結論が提示される可能性もある。例えば、資産と負債の評価損益のマッチングに関して、資産と負債の評価基準が連動する必要がないとする見解も存在する<sup>34)</sup>。

第3に、負債測定をめぐる代替的な見解が存在する。当初測定における借方差額の発生に関して、それを損失計上することに積極的な意義を見出す方法(Heckman 2004)や、株主資本のマイナス項目として借入期間にわたって償却する方法(Chasteen and Ransom 2007)もある

32) 当該金額は、①債務を履行するために必要となる資源の現在価値、②債務を取り消す(cancel)ために必要となる額、および③債務を第3者に移転する(transfer)ために必要となる額の最小額となる(IASB 2010c par. 36B)。なお、報告期間の終了日において当該主体が現実的に債務を取り消すかまたは第3者に移転することができない場合には、①を用いる(IASB 2010c par. 36C)。なお、少なくとも形式上、IASBは、非金融負債の公正価値測定を提唱してはいない。

33) そのほか、信用リスクを反映することなく出口価格を用いる属性として、しばしば「基金拠出額(funding amount)」(Lorenzen 1992, p. 51)が参照される。また、対価の受取りを前提とした非金融負債の測定モデルについては、川村(2007)を参照されたい。

34) この点については、醍醐(1997)を参照されたい。

35)。また、非金融負債については、仮定によっては信用リスクが高ければ高いほど負債額が増加するという見解も存在する<sup>36)</sup>。さらに、活発な市場において負債の移転が可能であったとしても、計上される収益を負債評価益と解しない見解も存在する<sup>37)</sup>。

第4に、自己創設無形資産をオンバランスしたうえで評価損益を認識すれば、信用リスクを反映してもよいとされる状況はより多くなるであろう。しかし、自己創設無形資産をそのように取り扱うとすれば、投資者が財務情報をもとに企業価値を推定することを前提とした財務報告の目的に抵触することとなる。信用リスクの取扱いは、会計パラダイムに直結する問題でもあると指摘されることがある<sup>38)</sup>。

第5に、信用リスクを反映した負債の公正価値情報の有用性に関する実証結果を参照すれば、議論が飛躍的に進展する可能性がある。もっとも、実証結果については、慎重に解釈すべきようである<sup>39)</sup>。

第6に、本稿は、非金融負債の公正価値測定を念頭に置き、信用リスクの取扱いを検討しているが、公正価値以外の属性でも信用リスクの取扱いを検討する必要がある。例えば、IASBが提案している負債の測定モデルは信用リスクの取扱いを明確にしておらず、信用リスクを反映する余地が残されている。信用リスクの取扱いは、公正価値測定に限った論点ではない。

#### 参考文献

Barth, Mary E., Leslie D. Hodder, and Stephen R. Stubben. Fair Value Accounting for Liabilities and Own Credit Risk. *The Accounting Review* 83 (3): 629-664.

Barth, Mary E. and Wayne R. Landsman. 1995. Fundamental Issues Related to Using Fair Value Accounting for Financial Reporting. *Accounting Horizons* 9 (4): 97-107.

Chasteen, Lanny G. and Charles R. Ransom. 2007. Including Credit Standing in Measuring the Fair Value of Liabilities—Let’s Pass This One to the Shareholders. *Accounting Horizons* 21 (2): 119-135.

Financial Accounting Standard Board. 1985. *Elements of Financial Statements*. SFAC No. 6. Stamford, Connecticut: FASB.

———. 1997. *Using Cash Flow Information in Accounting Measurements*. Exposure Draft. Norwalk, Connecticut: FASB.

———. 2000. *Using Cash Flow Information and Present Value in Accounting Measurements*. SFAC No.7. Norwalk, Connecticut: FASB.

———. 2001. *Accounting for Asset Retirement Obligations*. SFAS No. 143. Norwalk, Connecticut: FASB.

———. 2010. *Accounting for Financial Instruments and Revisions to the Accounting for Derivative Instruments and Hedging Activities*. Proposed Accounting Standards Update. Norwalk, Connecticut: FASB.

———. 2012a. *Fair Value Measurement*. ASC Topic 820. (visited Aug. 31, 2012).

———. 2012b. *Asset Retirement Obligations*. ASC Topic 410-20. (visited Aug. 31, 2012).

———. 2012c. *Property, Plant, and Equipment*. ASC Topic 360. (visited Aug. 31, 2012).

Foster, John M. (Neel) and Wayne S. Upton. 2001. The Case for Initially Measuring Liabilities at Fair Value. *Understanding the Issues* 2 (1). Norwalk, Connecticut: FASB.

Heckman, Philip E. 2004. Credit Standing and the Fair Value of Liabilities: A Critique. *North American Actuarial Journal* 8 (1): 70-85.

International Accounting Standards Board. 2003. *Property, Plant, and Equipment*. IAS16. London, U.K.: IASCF.

———. 2004. *Intangible Assets*. IAS38. London, U.K.: IASCF.

———. 2006. *Fair Value Measurements Part 1: Invitation to Comment and Relevant IFRS Guidance*. London, U.K.: IASCF.

———. 2009a. *Credit Risk in Liability Measurement*. Discussion Paper: DP/2009/2. London, U.K.: IASCF.

35) これらの方法については、草野(2010b)において詳解され、比較検討されている。

36) 黒川(2009, pp. 9-10)は、非金融負債は決済金額が固定されず既存債務も期末日に新たな入札対象となると仮定した場合、このような結果になるであろうことに言及している。

37) 鈴木(2009, p. 38)は、社債の臨時買入償還による償還益について、償却原価法の配分手続に起因する過年度の社債利息の修正としての性質を有すると指摘する。

38) 徳賀(2011)は、会計パラダイムの変化のメルクマールとして、信用リスクの反映を挙げている。

39) 例えば、Barth et al. (2008)の解釈について、大日方(2012, pp. 46-49)を参照されたい。

- . 2009b. *Credit Risk in Liability Measurement Comment Letter Analysis*. Staff Paper 13. London, U.K.: IASCF.
- . 2010a. *Financial Instruments*. IFRS 9. London, U.K.: IASCF.
- . 2010b. *The Conceptual Framework for Financial Reporting*. London, U.K.: IASCF.
- . 2010c. *Liabilities*. Working Draft. London, U.K.: IASCF.
- . 2011. *Fair Value Measurement*. IFRS 13. London, U.K.: IASCF.
- Joint Working Group of Standard-Setters. 2000. *Financial Instruments and Similar Items. A Invitation to Comment on the JWG' s Draft Standard*. Tokyo: JICPA.
- Lorensen, Leonard. 1992. *Accounting for Liabilities*. Accounting Research Monograph No. 4. New York, New York: AICPA.
- Nissim, Doron and Stephen Penman. 2008. *Principles for the Application of Fair Value Accounting. White Paper Number Two*. Columbia Business School (角ヶ谷典幸・赤城諭市訳. 2012. 『公正価値会計のフレームワーク』中央経済社).
- Upton, Jr., Wayne S. 2009. *Credit Risk in Liability Measurement*. Staff Paper: Accompanying DP/2009/2. London, U.K.: IASCF.
- あらた監査法人企業会計研究会. 2009. 「負債測定における信用リスクの取扱い」『企業会計』61(11): 88-92.
- 伊藤 眞. 2011. 「金融負債の当初測定後の現在測定における自己の信用リスク—2009年ディスクッションペーパー『負債の測定における信用リスク』に対するコメントレターの分析に基づく—」『三田商学研究』54(3): 1-25. 慶應義塾大学.
- 岩崎 勇. 2011. 「IFRSにおける自己の信用リスクの変動に基づく金融負債の時価評価について」『財務会計研究』(5): 35-64. 財務会計研究学会.
- 岩村 充. 1997. 「金融負債の時価評価をめぐって—概念的整理—」『COFRIジャーナル』(26): 38-45.
- 小川淳平. 2011. 「金融負債の公正価値評価の影響—Citigroupの事例—」Discussion Paper No. 540. 名古屋市立大学.
- 大日方 隆. 2002. 「キャッシュフローの配分と評価」(斎藤静樹編著. 2002. 『会計基準の基礎概念』中央経済社: 185-248).
- . 2012. 「公正価値情報の有用性」(大日方隆編著. 2012 『金融危機と会計規制—公正価値測定の誤謬—』中央経済社: 1-54).
- 企業会計基準委員会. 2008. 「資産除去債務に関する会計基準」企業会計基準第18号. 財務会計基準機構.
- . 2009. 「公正価値測定及びその開示に関する論点の整理」論点整理. 財務会計基準機構.
- . 2011. 「公正価値測定及びその開示に関する会計基準(案)」企業会計基準公開草案第43号. 財務会計基準機構.
- 企業会計審議会. 2002. 「固定資産の減損に係る会計基準」企業会計審議会.
- 川村義則. 2000. 「負債の測定と現在価値計算について」『税経通信』55(10): 211-217.
- . 2007. 「非金融負債をめぐる会計問題」『金融研究』26(3): 27-67. 日本銀行金融研究所.
- 草野真樹. 2006. 「負債の公正価値測定と信用状態の変化」『会計』170(5): 56-66.
- . 2010a. 「金融負債の公正価値測定の動向と報告企業の信用状態の変化」『会計』178(4): 58-70.
- . 2010b. 「金融負債の公正価値測定と報告企業の信用状態の変化」『日本簿記学会年報』(25): 153-160. 日本簿記学会
- 黒川行治. 2009. 「非金融負債の公正価値測定の含意」『会計』176(5): 1-16.
- 坂井映子. 2004. 「資産の除却債務の会計—費用の配分とストックの評価—」『武蔵大学論集』52(2): 17-35. 武蔵大学.
- 佐藤信彦. 2011. 「金融負債の公正価値測定」『会計・監査ジャーナル』(670): 52-60.
- 鈴木一水. 2009. 「資産除去債務の当初測定」『企業会計』61(10): 31-39.
- 田中建二. 1994. 「負債の時価評価序説」『JICPAジャーナル』(467): 28-32.
- 田中 勝. 2000. 「負債の時価評価の展開に関する一考察—FASB概念ステートメント第7号を中心に—」『商経論叢』41(3): 127-156. 九州産業大学.
- 醍醐 聰. 1997. 「負債の時価評価と利益計算」『会計』152(6): 1-13.
- 徳賀芳弘. 2011. 「負債と経済的義務」(斎藤静樹・徳賀芳弘責任編集. 2011. 『企業会計の基礎概念』中央経済社: 113-163).
- 中田有祐. 2012. 「会計上の認識および測定に関する考察」『会計』182(1): 127-138.
- 中村英敏. 2010. 「財政状態の開示と金融負債の公正価値測定」『会計・監査ジャーナル』(655): 64-69.
- . 2011. 「金融負債の公正価値測定に関する一考察」『会計プロGRESS』(12): 13-27. 日本会計研究学会.
- 安田宏記. 2005. 「金融負債時価評価における信用リスク反映の問題点」『大学院研究年報』(34): 67-82. 中央大学.
- 吉田喜一. 2010. 「公正価値会計における金融負債の測定と信用リスク」『大学院研究年報』(39): 51-66. 中央大学.
- 米山正樹. 2011. 「公正価値測定の理論的基礎—Nissim and Penman [2008] を中心として—」『産業経理』70(4): 73-82.
- 渡辺竜介. 2008. 「割引計算による負債の公正価値測定に関する一考察—資産と負債の割引計算要素と差異の観点から—」『企業研究』(13): 165-185. 中央大学.
- . 2009. 「負債測定における公正価値と割引現在価値—負債の出口価格の観点から—」『経理研究』(52): 255-267. 中央大学.

## A Study on the Treatment of Own Credit Risk in Fair Value Measurement of Non-Financial Liabilities

Naoyuki Akatsuka

There is room for arguing the treatment of own credit risk in fair value measurement of liabilities. This paper examines the treatment of own credit risk in the fair value measurement of non-financial liabilities because the FASB standard (ASC Topic 410) adopts fair value measurement at the initial measurement of asset retirement obligations (AROs), which are classified as non-financial liabilities.

Firstly, this paper overviews the current standards of fair value measurements issued by IASB (IFRS13) and FASB (ASC Topic 820). As for the treatment of own credit risk, one characteristic assumption of fair value measurement is that own credit risk is assumed to be the same before and after the transfer of the liability regardless whether it is true or not.

Secondly, this paper proposes more neutral criteria for incorporating own credit risk through a review of the arguments for/against incorporating own credit risk.

These criteria are as follows:

- (a) At the initial measurement, there is an active market for liabilities and exchange transactions are made in this market, and, liability is credited at the consideration amount (cash proceeds).
- (b) At the subsequent measurement,
  - (i) there is an active market for liabilities and transfer transactions are made in this market (i.e., change in value is realizable) ; and
  - (ii) related assets and liabilities are constantly measured at fair value and changes in value are concurrently reflected at net profit or loss.

According to these criteria, there is no room for incorporating own credit risk in the fair value measurement of asset retirement obligations unless own credit risk is assumed to be the same before and after the transfer of AROs.

**Keywords** : asset retirement obligation, entry price, exit price, fair value, non-financial liability, and own credit risk.